

2020 disclosure

愛媛県信用保証協会レポート



愛媛県信用保証協会
EHIME GUARANTEE

ごあいさつ



愛媛県信用保証協会の業務運営につきましては、平素より格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も当協会の事業実績や経営計画など当協会の業務内容を幅広く皆様にお知らせするため、ディスクロージャー誌を作成いたしました。本誌を通じて、協会の業務への認識を深めていただきますとともに、有効にご活用いただければ幸いに存じます。

2019年の県内経済は、企業の生産活動も振れを伴いつつも緩やかな持ち直しが続き、総じて回復基調にあるとされていたものの、依然として人口減少や少子高齢化の進行など構造的な問題を背景に、人手不足や後継者不在などの課題を抱えており、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は厳しい状況下にありました。

そのような中で、昨年8月には、協会設立70周年を記念して、中小企業・小規模事業者の経営改善や体質強化を図ることを目的に、最長3年間の期日一括返済とする「トラスト3000」を独自商品として創設し、持続可能な事業経営への足掛かりとなるよう金融機関とともに支援に取り組んできたところであります。

また、2018年の法改正を受けて、保証協会の役割として経営支援や創業支援への取り組みが一段と求められていますが、国の経営支援強化促進事業等を活用し、専門家による経営相談や経営改善計画の策定支援などにも積極的に取り組み、中小企業・小規模事業者の経営改善や生産性向上に向けた支援を強化しているところであります。

今後とも、金融機関や商工団体をはじめ関係機関との連携を一層深めつつ、県内の中小企業・小規模事業者に対する金融・経営支援の一体的な取り組みを継続して行うことにより、地域経済の発展と地域創生への貢献を果たして参りたいと考えております。

なお、2020年に入って、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、観光産業や製造業を中心に県内経済への影響が急速に深刻化しつつあります。国や県が緊急の経済対策や融資制度を打ち出す中、当協会としても、セーフティネット保証や危機関連保証等を活用し、事業活動に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対し、全力を挙げて事業継続に向けた支援に取り組む所存であります。

皆様には、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2020年6月

愛媛県信用保証協会 会長

上甲 俊史

2020 disclosure



目次 contents

信用保証協会の目的と概要

| | |
|--------------------------|---|
| 目的、基本理念、シンボルマーク | 2 |
| プロフィール、沿革、根拠法律と主務大臣 | 3 |
| 信用補完制度について、地方公共団体と当協会の関係 | 4 |
| 信用補完制度のしくみ | 5 |

当協会の業務について

| | |
|--------------------|----|
| 保証をご利用いただける方、保証の内容 | 6 |
| 信用保証業務の流れ | 8 |
| 責任共有制度について | 9 |
| 信用保証料について | 10 |
| 創業支援の取組について | 11 |
| 経営支援・再生支援の取組について | 12 |
| 広報活動について | 14 |

2019年度事業報告

| | |
|--|----|
| 事業概況 | 16 |
| 信用保証実績 | 18 |
| 経営者保証に関するガイドラインについて | 20 |
| 貸付条件変更の取組について、 セーフティネット保証の取組について、相談窓口について | 21 |
| 2019年度トピックス | 22 |

2020年度経営計画

| | |
|------|----|
| 重点課題 | 24 |
|------|----|

2019年度財務報告

| | |
|-----------------------|----|
| 貸借対照表、2019年度貸借対照表（図解） | 26 |
| 収支計算書、2019年度収支計算書（図解） | 28 |
| 財産目録 | 30 |
| 基本財産 | 31 |

コンプライアンスと個人情報の取扱い

| | |
|------------|----|
| コンプライアンス態勢 | 32 |
| 個人情報保護への取組 | 34 |

役員構成・組織図・ネットワーク

| | |
|--------|----|
| 役員構成 | 36 |
| 組織図 | 37 |
| ネットワーク | 38 |

目的

愛媛県信用保証協会は、中小企業者が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人となり、事業の健全な発展を支援することを目的とした「信用保証協会法」に基づく法人です。

中小企業の振興と地域経済の活力ある発展を目指して

中小企業のために

日本の産業社会において、事業所数の大半を占めている中小企業は経済活力の源泉であり、雇用を支え、地域経済の活性化に貢献する極めて重要な存在です。

愛媛県信用保証協会は「信用保証協会法」に基づき設立された公的機関として、金融上の強力な「保証人」となって、中小企業と金融機関を結ぶ「架け橋」の役割を果たしています。

金融機関とともに

信用保証協会は中小企業の潜在的成長力を発掘し、その信用力を保証する公的機関です。信用保証協会は直接融資を実行する機関ではありませんが、金融機関に対してリスクを回避して融資する道を開きます。信用保証協会と金融機関は一体となって、中小企業の活力を創造していきます。

基本理念

信用保証協会は、

- ① 事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
- ② 公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
- ③ 相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、
- ④ もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

シンボルマーク



愛媛県信用保証協会
EHIME GUARANTEE

当協会のシンボルマークは、金融機関と一体となって、事業者をサポートしていく「愛媛県信用保証協会」の姿を、EHIME GUARANTEEの「E」と「G」を中心に合わせたフォルムで現したものです。愛媛のイメージカラーであるオレンジの濃淡で構成された優しいカタチのマークは、ハート型の笑顔にも見え、金融機関や事業者との、良好で強力な信頼関係をアピールしたものです。

| | |
|-------------|--|
| 設 立 | 1949年4月30日 |
| 人 格 | 信用保証協会法に基づく特殊法人 |
| 目 的 | 中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図る。(定款第1条) |
| 基 本 財 産 | 132億5,963万円 |
| 保 証 債 務 残 高 | 〈件数〉 2万2,814件 〈金額〉 1,674億5,146万円 |
| 保証業務の最高限度 | 基本財産の50倍 (定款第7条) |
| 保 証 利 用 度 | 33.62% (保証利用企業者数14,624者／中小企業者数43,500者) |
| 役 職 員 数 | 75名 (2020年4月1日現在) |

沿革

| | |
|-------------|---|
| 1949年 2月21日 | 社団法人愛媛県信用保証協会の創立総会開催 |
| 1949年 3月28日 | 社団法人愛媛県信用保証協会の設立認可 |
| 1949年 4月30日 | 設立登記 |
| 1949年 5月 1日 | 事務所を松山市二番町45番地、愛媛県商工会議所連合会内に置き、信用保証業務開始 |
| 1950年 8月14日 | 財団法人愛媛県信用保証協会の設立認可 |
| 1950年10月20日 | 設立登記 |
| 1954年 6月25日 | 信用保証協会法による特殊法人に組織変更認可 |
| 1954年 7月 5日 | 組織変更登記 |
| 1973年12月 1日 | 主たる事務所を松山市一番町4丁目1番地2へ移転 |
| 2019年10月15日 | 主たる事務所を現在地、松山市千舟町3丁目3番地8へ移転 |



根拠法律と主務大臣

1. 根拠法律

信用保証協会法 (以下「法」という)

2. 主務大臣

内閣総理大臣及び経済産業大臣… (法第48条)

金融庁長官…………… (法第50条1項に基づく権限の委任 (内閣総理大臣))

地方支分部局長…………… (法第50条2項に基づく権限の委任 (経済産業大臣))

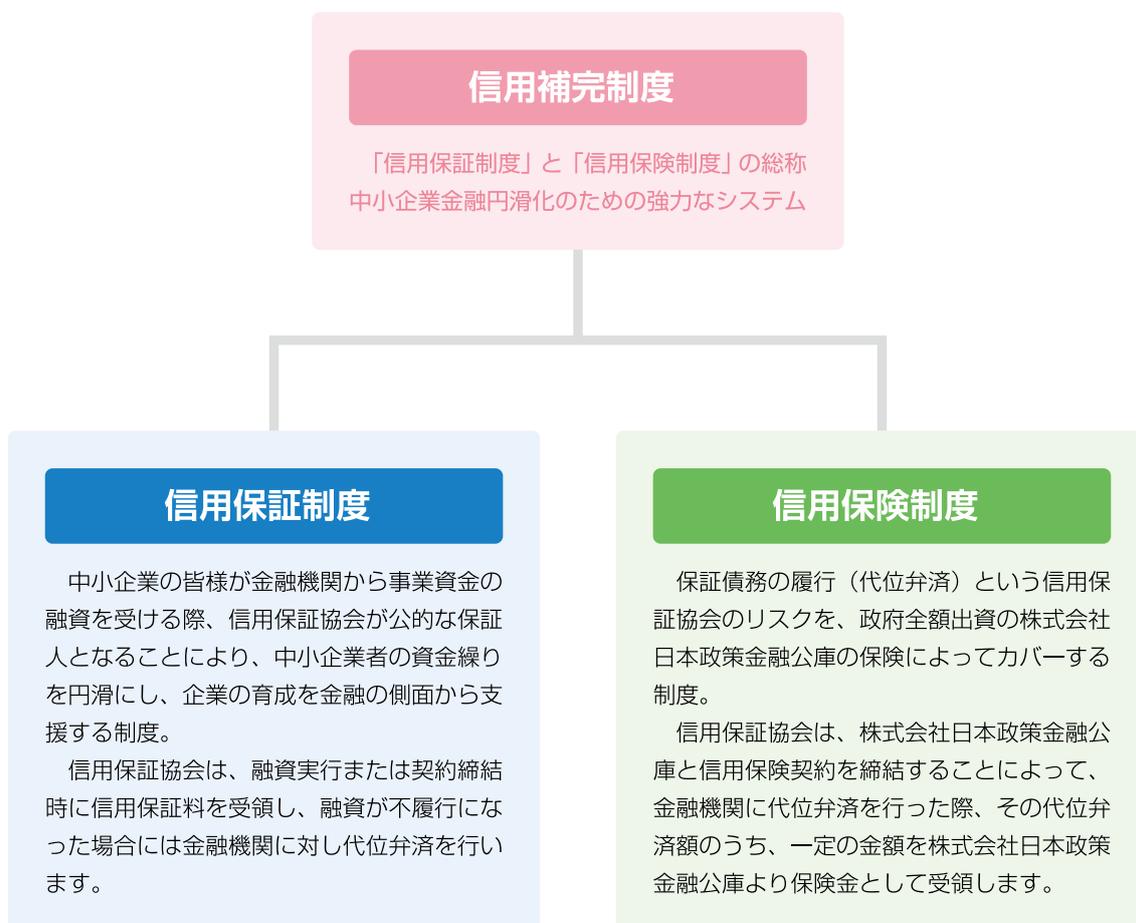
財務局長又は財務支局長… (法第50条2項に基づく権限の委任 (金融庁長官))

都道府県知事…………… (法第51条に基づく権限の委任 (内閣総理大臣および経済産業大臣))

信用補完制度について

信用補完制度は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会と株式会社日本政策金融公庫の二者から成り立つ「信用保険制度」の総称です。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けを行い、さらに、信用保険制度により、代位弁済に伴う負担が軽減されます。これにより信用保証協会は、さらに広範な中小企業者等の金融を円滑にすることができるようになります。このように「信用保証制度」と「信用保険制度」は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。



地方公共団体と当協会の関係

愛媛県及び県内市町は、県内中小企業者の金融の円滑化を図るため、当協会及び県内金融機関と協調して制度融資を実施しています。

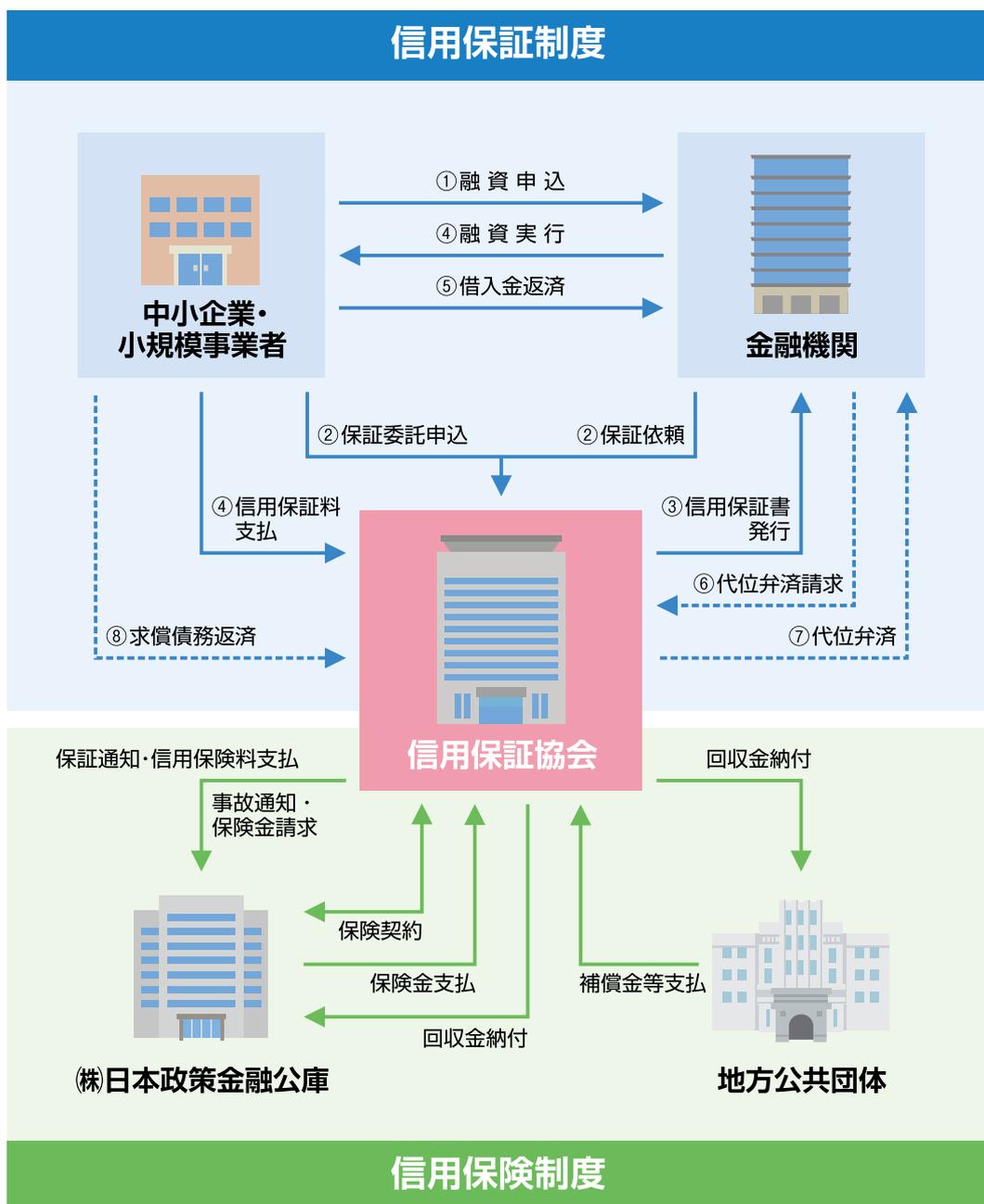
県内金融機関は、県及び市町からの預託を受け、この資金を原資として低利での融資を行っています。

また、県及び市町は、実施している融資制度の一部の制度で、当協会が代位弁済したものについて、損失補償契約に基づき、株式会社日本政策金融公庫の保険でカバーされない部分の一部を損失補償金として当協会に交付します。

2019年度当協会は、県から2,044千円、各市町から313千円を損失補償金として受領しました。

当協会は代位弁済後、中小企業者から回収した金額を損失補償金の受領割合に応じて県及び市町に納付します。

信用補完制度のしくみ



>> 信用保証協会の目的と概要

保証をご利用いただける方

■ 業歴・所在地

個人事業主の方は、住所または事業所のいずれかが、法人の方は、本店または事業所のいずれかが愛媛県内にある事業を行っていただければご利用いただけます。

※保証制度によっては、愛媛県内の業歴等資格要件を定めている場合があります。

■ 企業規模

個人事業主の方は、常時使用する従業員数が、法人の方は、資本金または常時使用する従業員数のいずれかが下表に該当していればご利用いただけます。

| 業 種 | 資 本 金 | 常時使用の従業員 |
|-------------------|-----------|----------|
| 製造業等(運輸業・建設業を含む。) | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸 売 業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小 売 業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サ ー ビ ス 業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 医 療 法 人 | — | 300人以下 |

※ソフトウェア業や旅館業など一部の業種（政令特例業種）については、上記基準がさらに緩和されます。

※生計を一にしている家族従業員、会社役員、全くの臨時的な社員は「常時使用の従業員数」に含まれません。

※製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。

※特定非営利活動法人（NPO法人）には資本金の概念が無く、雇用契約関係が無いボランティア社員等は従業員に含まれません。

■ 業種

ほとんどの業種が対象となりますが、農林漁業、金融業、性風俗関連特殊営業や、公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのある飲食店、宗教法人、非営利団体などの業種は対象となりません。

また、許認可等が必要な業種を営む方は、その許可等を受けていることが必要です。

保証の内容

■ 保証限度額

| | |
|------------|-----------|
| 個人・法人・医療法人 | 2億8,000万円 |
| 組 合 | 4億8,000万円 |

※上記保証限度額のうち無担保保証の限度額は8,000万円です。なお、無担保保証の限度額には、無担保無保証人の限度額2,000万円を含みますが、ご利用に際しては別途要件があります。（従業員数・居住要件・納税要件等）

※国の施策による特別保証制度は、上記とは別枠で制度ごとに限度額が定められています。

※県・市町の制度融資の保証については、それぞれの制度要綱等に定められている融資限度となります。

資金使途

事業経営に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られます。

保証期間

| | |
|---------|----------------------------|
| 運 転 資 金 | 15年以内（特別な場合については20年以内） |
| 設 備 資 金 | 15年以内（土地・建物取得資金については20年以内） |

※県・市町の制度融資や保証協会制度で独自に期間を定めているものについては、各々の制度融資で定めている期間によります。
※特別な場合とは、特別な取扱いを定めた「商品」等が該当します。

担保

必要に応じて不動産などを提供していただきます。

連帯保証人

| | |
|------------|------------------------------|
| 個 人 | 原則として不要 |
| 法 人（ 組 合 ） | 原則として法人代表者（代表理事）以外の保証人は不要（注） |

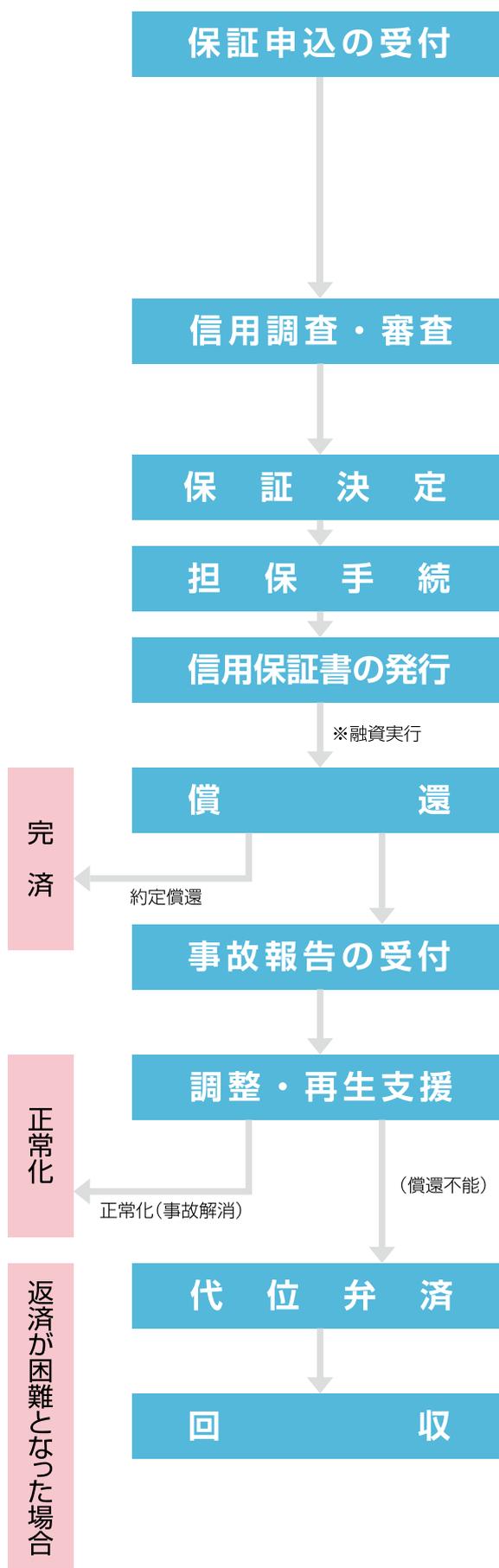
（注）経営者保証ガイドラインの運用見直しにより、一定の要件を満たす場合は経営者保証を不要とする取扱いが可能となりました。

保証をご利用になれない方

次のいずれかに該当する方は、信用保証協会の保証をご利用になれません。

- ① 信用保証協会の代位弁済を受け、求償債務が残っている方やその関係人の方（所定の要件を満たしている場合には、例外的に認められる場合があります。）
- ② 信用保証協会が事故報告を受理し、事故事由が解消していない方
- ③ 手形、小切手について不渡りがある方、銀行取引停止処分を受けている方
- ④ 借入れ（信用保証協会の保証付融資、金融機関プロパー融資等）について、返済を延滞している方
- ⑤ 会社更生、民事再生等法的整理手続中の方（事業再生保証の対象となる方を除きます。）
- ⑥ 税金を滞納し、完納の見通しが立っていない方
- ⑦ 休眠会社
- ⑧ 保証申込について、暴力団金融あっせん屋等の第三者の介在が判明した方
- ⑨ 暴力団不法行為者、反社会的勢力及び反社会的勢力の共生者であると信用保証協会が判断した方

信用保証業務の流れ



中小企業者等が信用保証の申込をする場合、信用保証協会の窓口、あるいは商工団体・地方公共団体等を通じて申込する方法（斡旋保証）と金融機関に対して保証付き融資を申込する方法（金融機関経由保証）の二通りがあります。これは金融機関と中小企業者等を信用保証協会が結び付けるという「斡旋保証」と、保証手続きの迅速化を図るという「経由保証」のそれぞれのメリットがあります。いずれの方法においても、信用保証委託申込書等の必要書類一式を提出していただけます。

保証申込を受けた信用保証協会は、経営者の人柄、企業の将来性や発展性、財務内容、返済能力等について総合的に信用調査を行います。事業内容の検討や面談、現地調査に基づき、企業の将来性や返済能力などについて審査します。

審査の結果、保証承諾する場合は、金融機関あてに「信用保証書」を発行します。金融機関ではこの信用保証書に基づいて融資を行います。融資の際には、金融機関が定める所定金利とともに、保証内容によって定められた保証料が必要となります。この保証料は、株式会社日本政策金融公庫に対する保険料や信用保証協会を運営する上で必要な費用等に充当します。

※信用保証協会の役割は、融資を保証することであり、信用保証協会が直接、中小企業者等へ融資を実行するわけではありません。

融資を受けた中小企業者等は、金融機関との約定どおり債務を返済（償還）します。この償還が滞りなく行われているかを継続して把握すること（期中管理）も信用保証協会の役割の一つです。

金融機関において、廃業や法人の解散、休業、経営者の死亡などの理由により、返済の履行が困難と判断された場合、信用保証協会へ事故報告書が提出されます。

借換や返済条件の変更など、金融機関と協力して早期に経営支援・再生支援策を講じることによって事業の継続を支援します。

倒産などの事由により中小企業者等が債務を返済できない事態（償還不能）となった場合、信用保証協会では償還不能となった元本および利息を、中小企業者等に代わって金融機関に支払います。これを「代位弁済」といいます。代位弁済が行われると、金融機関に代わり信用保証協会が債権者となります。

代位弁済後、信用保証協会は代位弁済額の一定割合を株式会社日本政策金融公庫から受領し、中小企業者等からの債権回収の義務を負います。信用保証協会では中小企業者等の実状に応じて債権の回収を図り、回収の都度、その回収金を填補された割合（保険填補率）に応じて株式会社日本政策金融公庫に返納します。この債権を「求償権」と呼び、求償権回収は信用保証協会の大切な業務となっています。

責任共有制度について

金融機関と信用保証協会とが適切な責任共有を図ることで、両者が連携を強化して、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握しながら、経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことを目的として、2007年10月より「責任共有制度」が導入されました。

これにより、責任共有対象の保証制度については、信用保証協会が80%、金融機関が20%の負担割合で責任を共有することとなりました。

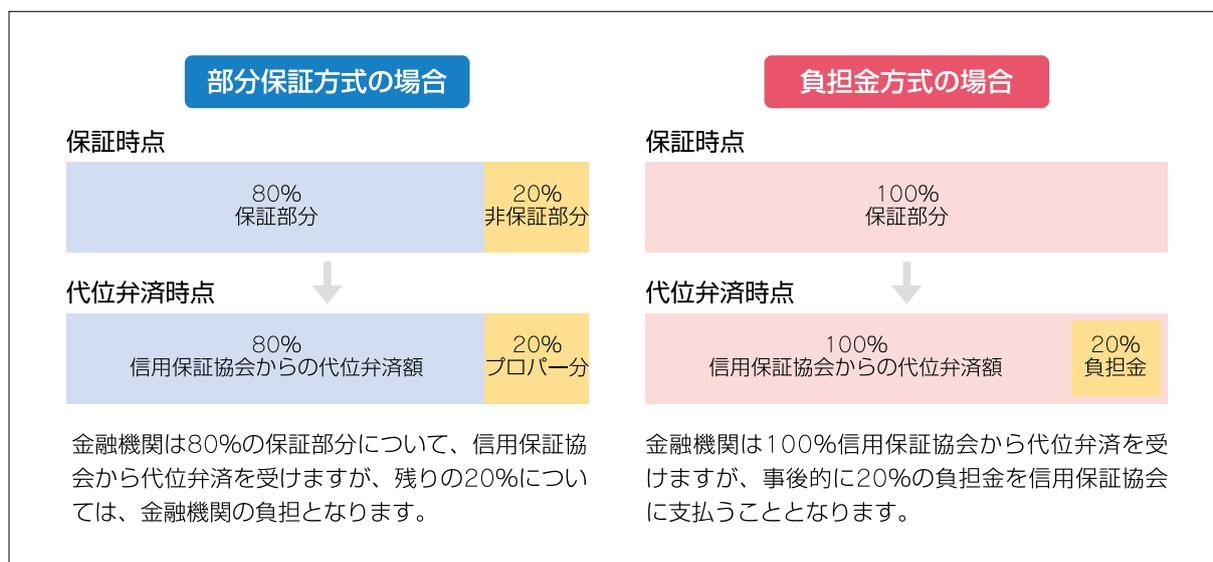
■ 責任共有制度の概要

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」二通りの方式があります。金融機関は、いずれかの方式を選択します。

部分保証方式 金融機関が行う融資額の80%を保証する方式

負担金方式 金融機関の保証利用実績（保証債務平均残高、代位弁済実績等）に基づき一定の負担金を事後に支払う方式
※個々の融資では100%保証となり、代位弁済金額も融資残高100%です。

金融機関の負担部分のイメージ図



■ 責任共有制度の対象

一部の保証を除き、原則として全ての保証制度が対象となります。

例外として、以下に掲げる保証については、信用保証協会が100%責任を負担します。

責任共有対象外となる保証制度

創業者や小規模事業者を対象とする保証制度、大規模な経済危機や災害時における保証制度など、信用保証協会が100%責任を負担する保証制度があります。

例：創業関連保証・創業等関連保証・経営安定関連保証（1～4号・6号）・危機関連保証・小口零細企業保証 等

信用保証料について

信用保証料は、信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業者に、保証利用の対価としてお支払いいただくものです。

信用保証料は、株式会社日本政策金融公庫に支払う信用保険料・代位弁済に伴う損失の補てん・経費など信用保証制度を健全に運営するうえで必要な費用に充当されます。

信用保証料の徴収については、約定書第8条第1項で金融機関に委託しており、支払方法は、一括払いと分割払いがあります。

信用保証料率

2006年4月1日より全国統一で信用保証料率を弾力化するリスク考慮型保証料率体系を導入しています。これは、2005年6月の中小企業政策審議会における「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会取りまとめ」を受け、資金調達コストの軽減、公的保証の利用機会の拡大を図り、中小企業者の発展を応援することを目的としており、基本的に一律とされた信用保証料率を中小企業者の財務内容等に応じて0.45%～1.90%（※責任共有対象外のものについては0.50%～2.20%）の9段階にしたものです。

このリスク考慮型保証料率体系は、原則として、すべての保証制度に適用されますが、政策的に配慮された特別な保証であるセーフティネット保証、東日本大震災復興緊急保証、流動資産担保融資保証などは対象外になります。

なお、最終的な信用保証料率は、中小企業者ごとに定性要因（非財務要因）を加味して決定します。

信用保証料の割引について

次の①または②に該当する場合は、それぞれ保証料率を0.1%引き下げます。

①会計参与設置会社の場合

②有担保保証の場合

※制度によって割引の適用がされない場合もあります。

信用リスクの評価

リスク考慮型保証料率の決定にあたっては、一般社団法人CRD協会の予想デフォルト確率を利用します。

※一般社団法人CRD協会とは、2020年4月現在、167の金融機関等が会員となっており、約388万社の中小企業データが蓄積されている、中小企業に関する日本最大のデータベース機関です。

【基本保証料率】

(単位：年率%)

| 区 分 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 責任共有保証料率 | 1.90 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 |
| 責任共有外保証料率 | 2.20 | 2.00 | 1.80 | 1.60 | 1.35 | 1.10 | 0.90 | 0.70 | 0.50 |

保証料の返戻

保証料は違算過収の場合を除いて、原則として返戻しません。

ただし、被保証債務の繰上完済の場合は、返戻保証料が1件1,000円を超えるものについて返戻することができます。

創業支援の取組について

当協会では、「創業支援チーム」を組成し、創業前、創業時、創業後の各ステージに応じた創業支援に積極的に取り組んでいます。

■ 創業支援チーム

少子高齢化・人口減少等社会構造が変化する中で、地域経済の持続的発展に向けて創意工夫をこらした創業支援をおこなうため、2017年4月に、「愛媛県信用保証協会創業支援チーム」を設置しました。県内全支所に創業アドバイザーを配置し、地域に密着した伴走型の創業サポートを実施しています。

■ 具体的支援方法

● 創業セミナー

創業セミナーへ当協会職員を講師として派遣しています。当協会の創業支援の取組み紹介を通じて、創業に関する知識習得を支援します。

2019年度は、12の連携機関に延べ28回派遣しました。



2019年10月29日 起業者ステップアップセミナー（東温市）

● 学生向けの創業に関する講義

愛媛県内の大学、専門学校において創業に関する講義を実施しています。当協会職員が創業計画の作り方や保証協会の役割について説明する他、事例に基づいたグループワークを行いました。

2019年度は、4回講義を実施しました。



2019年12月19日 松山ビジネスカレッジでの講義



2020年1月14日 愛媛大学での講義

●専門家派遣

中小企業診断士や公認会計士、ITコーディネータ等の外部専門家を派遣しています。経営支援強化促進事業を利用する場合、専門家への相談に発生する費用は国の補助金と当協会が負担するため、利用者は自己負担なく、専門家に相談することができます。創業前と創業後併せて計6回までご利用いただけます。

2019年度は、63企業に対して面談を行い、7企業に専門家を派遣しました。

●フォローアップ

創業後に新たに生じた経営課題の解決を支援するため、創業アドバイザーが訪問面談し、一緒に解決方法を検討しています。

2019年度は10企業を訪問し、フォローアップを行いました。

■ 資金支援

創業に関する保証制度（全国統一・県制度）を活用し、創業時の資金調達を積極的に支援するほか、創業者の事業の早期安定を支援するため、2017年12月1日に「創業フォローアップ保証（セカンド）」を創設し、創業後に必要となった追加資金にも対応しています。

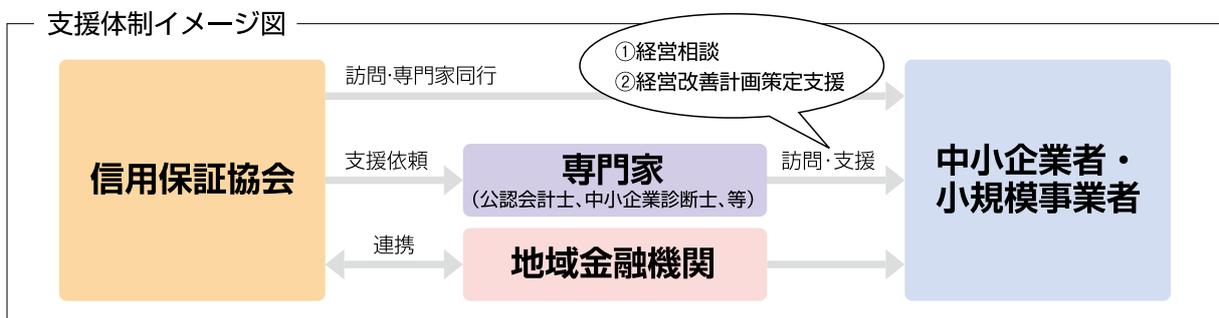
2019年度は全国統一・県制度にて976,910千円（202件）、セカンドにて87,500千円（20件）の保証を対応しました。

経営支援・再生支援の取組について

2018年4月に信用保証協会法が改正され、信用保証協会の業務に「経営支援」が追加されたことを踏まえて、当協会は地域経済を担う中小企業・小規模事業者にとって「役に立つ協会」となるために、経営改善や再生支援への対応を強化しております。

■ 経営支援強化促進事業

条件変更先や経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者を中心に、専門家による経営相談及び経営改善計画策定支援を行い、経営改善に向けたサポートをしています。専門家への相談に発生する費用は国の補助金と当協会が負担するため、利用者は自己負担なく、専門家に相談することができます。



①経営相談

専門家（公認会計士、中小企業診断士、ITコーディネータ等）が原則3回程度、中小企業・小規模事業者と面談し、経営課題に対する助言・指導を行います。

2019年度は、66企業に対して面談を行い、17企業に専門家を派遣しました。

②経営改善計画策定支援

中小企業・小規模事業者の経営改善計画の策定を専門家が支援します。専門家による財務・事業DD（デュ

ーデリジェンス)による現状分析を踏まえて抽出した経営課題を解決するためのアクションプランや計数計画等を盛り込んだ経営改善計画書の作成を支援します。

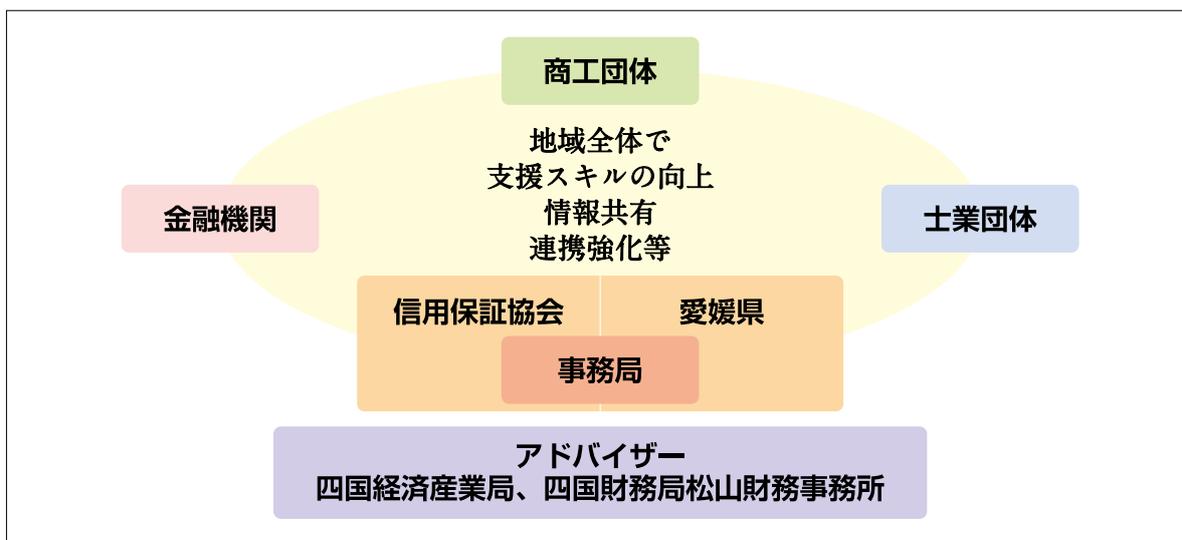
2019年度は8企業に専門家を派遣し、経営改善計画書の策定支援を行いました。

■ 愛媛県中小企業支援ネットワーク

● ネットワーク会議

愛媛県と当協会が事務局となり、地域金融機関・政府系金融機関・商工団体・士業団体・自治体等を構成メンバーとして、経営改善や再生に対する目線や姿勢を揃えるため、普段から経営支援施策等の情報を共有することで、地域全体のための中小企業支援ネットワークを構築しています。

2019年度は2回開催し、情報提供や意見交換を行いました。



● 経営サポート会議

当協会が事務局となり、個別中小企業者の支援に向けた方向性について、中小企業・小規模事業者、取引金融機関、信用保証協会が集まり意見交換する枠組みです。中小企業者が複数の取引金融機関と調整する際に生じる費用や時間等の負荷を軽減でき、金融機関は他機関と支援の足並みを揃えやすいというメリットがあります。

2019年度は13回開催し、個別企業の支援策について意見交換等を行いました。



広報活動について

当協会では、中小企業の皆さまに「信用保証」について理解を深めていただき、より一層ご利用いただくため、様々な広報活動を行っています。

■ ホームページによる情報発信

当協会では、多くの方々に信用保証協会について知っていただくためにホームページを開設しております。信用保証協会に関する基本事項のほか、ご利用方法や各種保証制度のご紹介などを掲載しています。

また、金融機関ページを設けており、金融機関ご担当者向けに協会で使用される各種様式がダウンロードできます。

<http://www.ehime-cgc.or.jp/>



■ 保証月報の発行

定期刊行物として毎月1回「保証月報」を発行し、県内の金融機関、商工会議所等関係機関に配布しています。



■ LINEアカウント

中小企業者や金融機関、その他の関係機関の皆さまに当協会のことをさらに知っていただくために、LINEによる広報を開始しました。



■ 各種パンフレットの作成

携帯用の保証の手引書となるよう金融機関の実務担当者向けパンフレット「信用保証のご案内」や当協会の取組について漫画で紹介した「創業漫画」を作成しています。



金融機関向けパンフレット



創業漫画

■ 各種リーフレットの作成

信用保証協会の仕組みを簡潔に紹介した中小企業のお客様向けリーフレット「信用保証制度のご案内」や創業支援資金と創業計画書作成にあたってのポイントをわかりやすく説明した創業者向けリーフレット「創業に関する信用保証のご案内」など、各種リーフレットを作成しています。



お客様向けリーフレット

創業者向けリーフレット

経営支援強化促進事業チラシ

■ ノベルティグッズの作成

今治タオルのタオルハンカチや付箋、カレンダーを作成し、配布しています。



■ 広告の掲載

当協会や各種保証制度についてより多くの方に知っていただくため、愛媛新聞や関係機関誌等に広告を掲載しています。

中小企業者の皆さまへ大切なお知らせ

愛媛県信用保証協会では、新型コロナウイルス感染症により影響を受け、経営に支障が生じている中小企業・小規模事業者の皆さまを全力でサポートします。新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた中小企業者の皆さまの資金繰りや既存の保証付融資の返済条件変更等に関するご相談に対し、迅速かつ柔軟に対応いたしますので、お近くの窓口へお気軽にご相談ください。

「経営相談窓口」の設置

| | |
|-------|--|
| ご相談内容 | 資金繰りや既存の保証付融資の返済条件変更のご相談 |
| 設置場所 | 松山事業部 / 089-931-2118 新居町支店 / 0897-33-8282 今治支店 / 0898-23-0170 内子支店 / 0894-22-2003 宇和島支店 / 0895-22-8556 |
| 受付時間 | 平日 9:00~17:30 |
| | 休日 9:00~17:00 ※土日祭日は、電話での相談を受け付けております。 |

「財務体質強化保証(ホールド5000)」の取り扱い

従来の元上返済に伴う資金不足も軽減し、お10年無償返済一括返済となりますので、返済負担も軽減することができます。

| | | |
|-------|---|-------------------|
| 資格要件 | 法人・個人事業主 申込金額以上にプロパー残高があること | |
| 保証金額 | 5,000万円(ただし、月給の2か月以内、なお、群像案件(住宅ローン特約子供控除等10倍以内の先)を満了すれば月給5か月以内) | |
| 資金使途 | 運転資金 | |
| 保証条件 | 期間-返済方法 | 3年毎 前日一括返済 |
| | 金利-保証利率 | 所定の金利保証料が必要となります。 |
| その他 | セーフティネット保証6号・5号の要件を満たす場合、活用が可能です。 専門家を活用した経営支援にも取り組みます。 | |
| 取扱開始日 | 令和2年4月1日 ※お申し込みは、お申し込みの都府県ごとに異なります。 | |

愛媛県信用保証協会とは 中小企業者の皆さまが金融機関から事業に必要な資金を得る時、「確かな保証人」となってお金が借りやすくなるようにサポートする公的機関です。

当協会の業務について

disclosure 2020 15

事業概況

■ 事業方針

当協会では、2018年4月からスタートした新しい信用補完制度における改正趣旨を踏まえ、中小企業・小規模事業者の経営改善や生産性向上を一層高めていくため、金融機関等関係機関との連携を一層強化し、多様化する中小企業・小規模事業者のニーズに応じた金融支援及び経営支援の充実に努め、経営内容の悪化先や返済緩和先に対しては、国の補助事業である「経営支援強化促進事業」を活用し、専門家による経営相談や経営改善計画策定支援、経営サポート会議の積極的な活用により早期正常化や事業再生に取り組むことを事業方針として、次のような2019年度の事業計画を策定しました。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 保証計画 <ul style="list-style-type: none"> (1) 保証承諾 60,000百万円 (2) 保証債務残高 144,000百万円 ② 保証業務の推進 ③ 期中管理・経営支援の強化と事業承継の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ④ 求償権管理の充実と回収の促進 ⑤ 目利き能力の向上 ⑥ 広報活動の充実 ⑦ システムの安定稼働 ⑧ コンプライアンス意識の醸成と態勢の維持・強化 |
|--|--|

■ 県下の経済金融情勢

2019年度の県内経済は、消費税引上げの影響による振れを伴いつつも着実に個人消費の持ち直しの動きが拡がり、企業の生産活動は幾分弱めながら、公共工事の増加や雇用情勢の改善もあって、総じて回復基調にありました。

金融機関の貸出し姿勢は積極的で、貸出金残高は前年度を上回って推移し、各金融機関の金利競争の中、金利動向は低い水準で推移しました。

一方、企業倒産は件数、負債金額ともに前年を上回ったものの、比較的低位の水準にとどまりました。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生により、景気の先行き不透明感が強まっています。

■ 当期の業績

2019年度の業績は次のとおりとなりました。

(1) 保証承諾

| | | 対前年比 |
|----|-----------|---------|
| 件数 | 7,871件 | 125.69% |
| 金額 | 78,210百万円 | 132.58% |

超低金利政策による信用保証料の割高感に加え、金融機関が担保や保証に依存しない融資を推進している中、当協会の創立70周年を記念して、協会と金融機関が連携して事業改善や体質強化を支援する独自商品「財務体質強化保証」を創設したことを要因として、保証承諾は伸長、保証承諾金額で19,221百万円上回りました。

(2) 保証債務残高

| | | 対前年比 |
|----|------------|---------|
| 件数 | 22,814件 | 106.26% |
| 金額 | 167,451百万円 | 114.23% |

保証承諾額が大きく増加したため、期末保証債務残高についても前年度を件数で1,345件、金額で20,862百万円上回り、計画の144,000百万円に対しては23,451百万円上回りました。

(3) 代位弁済

| | | 対前年比 |
|----|----------|--------|
| 件数 | 180件 | 82.19% |
| 金額 | 1,277百万円 | 72.56% |

返済緩和先の中で、体質改善が進まない企業の倒産も散見されるものの、全体的には取引金融機関や中小企業再生支援協議会等関係機関の支援体制に大きな変化はなく、前年度を483百万円下回りました。

なお、代位弁済率は保証債務平均残高比0.82%と前年度の1.20%を大幅に下回りました。

(4) 求償権

① 対債務者回収

| | | 対前年比 |
|----|--------|--------|
| 件数 | 87件 | 86.14% |
| 金額 | 564百万円 | 69.72% |

担保や第三者保証人のない回収財源の乏しい求償権の累増とともに、求償権の質的劣化も進行している中、回収の早期着手や定期回収の掘り起こし、また損害金軽減や連帯保証債務免除等も活用した一括回収に努めましたが、前年度を245百万円下回りました。

② 求償権帳簿

| | | 対前年比 |
|----|--------|---------|
| 件数 | 252件 | 94.38% |
| 金額 | 526百万円 | 111.91% |

求償権償却が減少となり、帳簿求償権残高は56百万円の増加となりました。

③ 求償権償却

| | | 対前年比 |
|----|----------|---------|
| 件数 | 179件 | 248.61% |
| 金額 | 1,175百万円 | 77.71% |

自己償却額は前年度を102百万円上回りましたが、保険金償却が前年度を461百万円下回り、最終的に前年度を337百万円下回る実績となりました。

(5) 基本財産

(単位：千円)

| | 前期末 | 当期中増加額 | 当期中減少額 | 当期末 |
|-------|------------|--------|--------|------------|
| 基金 | 3,571,536 | 0 | 0 | 3,571,536 |
| 基金準備金 | 9,688,102 | 0 | 0 | 9,688,102 |
| 計 | 13,259,638 | 0 | 0 | 13,259,638 |

当年度は本所の新事務所への移転に係る費用計上及び旧事務所の不動産売却損等の計上により経常収支差額と経常外収支差額の合計額が△616百万円となり、収支差額変動準備金を同額取崩すことにより、収支の均衡を図りました。

基金と基金準備金を合わせた基本財産に変動なく、13,260百万円(対前年度比100.00%)となっています。

2019年度経営計画の達成に関する評価及び公表

業務運営に係る経営の透明性をより一層向上させ、客観性の高い評価を行うことにより対外的な説明責任を適切に果たすことを目的として、外部評価委員会を設けています。

2019年度の外部評価報告書につきましては、当協会のホームページに掲載する予定です。

信用保証実績

最近5年間の保証状況

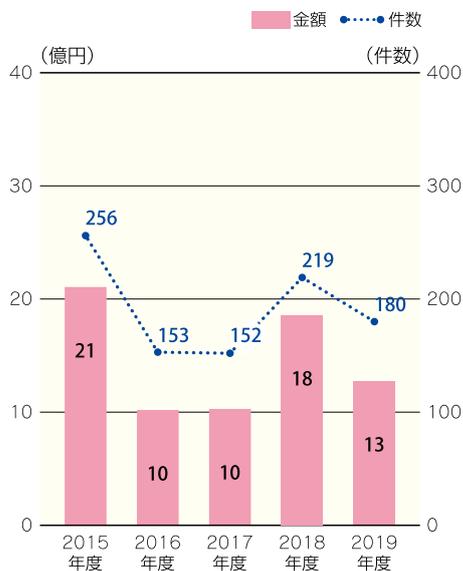
保証承諾



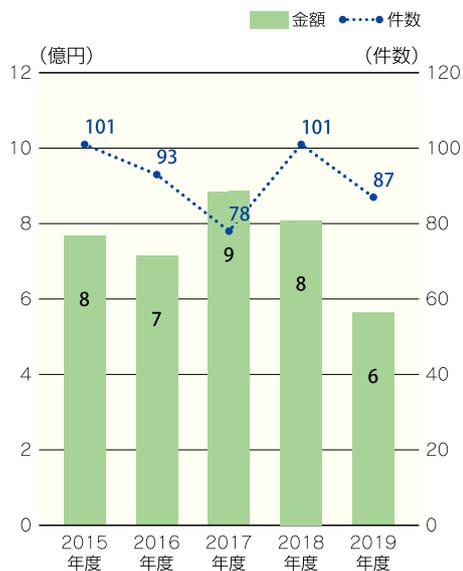
保証債務残高



代位弁済



回収



2019年度保証状況

本・支所別

(単位：件、百万円、%)

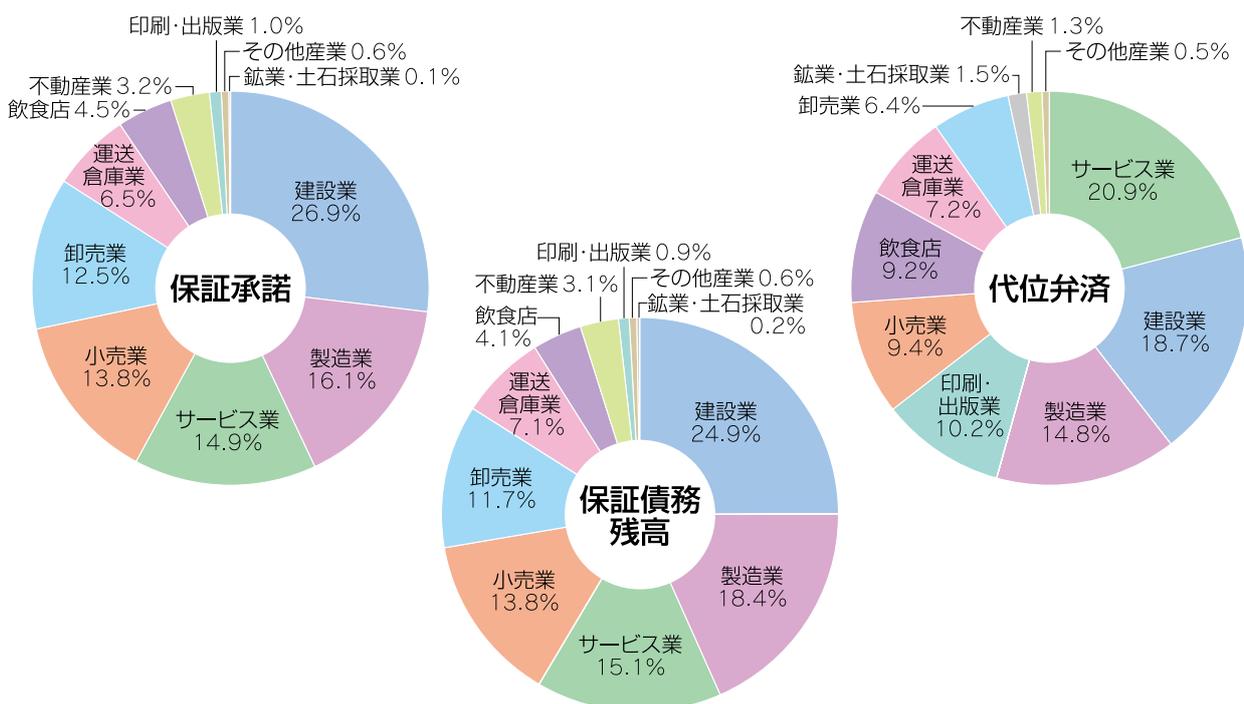
| | 保証承諾 | | | 保証債務残高 | | | 代位弁済 | | |
|-----|-------|--------|--------|--------|---------|--------|------|-------|--------|
| | 件数 | 金額 | 対前年度比 | 件数 | 金額 | 対前年度比 | 件数 | 金額 | 対前年度比 |
| 本所 | 4,201 | 41,041 | 145.37 | 10,705 | 81,292 | 118.42 | 92 | 701 | 103.96 |
| 新居浜 | 1,564 | 15,286 | 140.40 | 4,954 | 34,705 | 114.06 | 39 | 160 | 34.19 |
| 今治 | 933 | 10,301 | 132.37 | 3,251 | 22,698 | 108.77 | 25 | 195 | 72.47 |
| 八幡浜 | 593 | 6,029 | 86.63 | 1,990 | 16,169 | 107.57 | 10 | 140 | 95.35 |
| 宇和島 | 580 | 5,553 | 108.28 | 1,914 | 12,587 | 108.33 | 14 | 81 | 39.95 |
| 合計 | 7,871 | 78,210 | 132.58 | 22,814 | 167,451 | 114.23 | 180 | 1,277 | 72.55 |

金融機関群別

(単位：件、百万円、%)

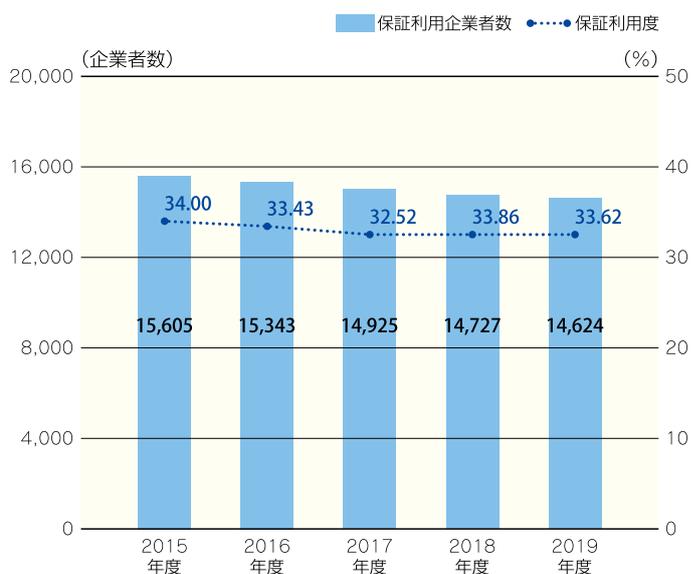
| | 保証承諾 | | | 保証債務残高 | | | 代位弁済 | | |
|---------|-------|--------|--------|--------|---------|--------|------|-------|-------|
| | 件数 | 金額 | 対前年度比 | 件数 | 金額 | 対前年度比 | 件数 | 金額 | 対前年度比 |
| 都市銀行 | 1 | 10 | 5.88 | 32 | 384 | 66.75 | 0 | 0 | — |
| 地方銀行 | 2,847 | 34,071 | 132.21 | 8,992 | 83,163 | 108.80 | 74 | 748 | 77.06 |
| 第二地銀 | 2,923 | 29,654 | 125.42 | 8,577 | 58,602 | 117.38 | 78 | 419 | 77.16 |
| 信用金庫 | 2,095 | 14,393 | 154.08 | 5,172 | 25,060 | 129.42 | 26 | 108 | 46.47 |
| 政府系・その他 | 5 | 82 | 125.61 | 41 | 243 | 84.12 | 2 | 3 | 18.39 |
| 合計 | 7,871 | 78,210 | 132.58 | 22,814 | 167,451 | 114.23 | 180 | 1,277 | 72.55 |

業種別



保証利用状況

保証利用企業者数・保証利用度



$$\text{保証利用度} = \frac{\text{保証利用企業者数}}{\text{県内中小企業者数}}$$

※県内中小企業者数：2018年11月30日
中小企業庁公表資料 43,500者

経営者保証に関するガイドラインについて

「経営者保証に関するガイドライン」は中小企業・小規模事業者等の経営者保証に関する契約時及び履行時等における対応について中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自律的な準則として策定・公表されたものです。

当協会では、同ガイドラインの趣旨を踏まえ、2018年4月1日から経営者保証を不要とする保証の取扱いを開始しています。

2019年度における経営者保証に関するガイドラインの活用実績は以下のとおりです。

「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

| | | |
|---|---|--------|
| ① | 信用保証を承諾した件数（法人・個人を含む） | 7,871件 |
| ② | 無保証人で信用保証を承諾した件数（法人・個人を含む） | 2,016件 |
| ③ | 信用保証を承諾した件数のうち無保証人の割合（法人・個人を含む） | 25.6% |
| ④ | 既存の保証付き融資について、保証人の保証契約を解除した件数 | 95件 |
| ⑤ | 「経営者保証に関するガイドライン」により保証債務整理を成立させた件数 | 13件 |
| ⑥ | 代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった件数 | 2件 |
| ⑦ | 代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除する一方、新代表者との保証契約を締結した件数 | 56件 |
| ⑧ | 代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約は解除しなかったが、新代表者との保証契約は締結しなかった件数 | 165件 |
| ⑨ | 代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除せず、かつ、新代表者との保証契約を締結した件数 | 14件 |
| ⑩ | ⑥～⑨合計 | 237件 |

貸付条件変更の取組について

当協会では、2009年12月に施行された中小企業金融円滑化法の趣旨を十分に理解した上で、中小企業のお客さまの経営状況に合わせた返済条件の変更等に柔軟に取り組んでまいりました。

同法は2013年3月で期限を迎えましたが、引き続き金融機関との連携を強化し、債務の一本化による返済負担軽減など、資金繰り円滑化に向けた課題解決へ取り組んでまいります。

返済緩和に係る貸付条件変更実績

(単位：件、千円、%)

| | 2018年度 | | 2019年度 | |
|----|------------|-------|------------|-------|
| | 実績 | 対前年度比 | 実績 | 対前年度比 |
| 件数 | 1,809 | 96.12 | 1,631 | 90.16 |
| 金額 | 21,131,267 | 96.99 | 19,355,184 | 91.60 |

セーフティネット保証の取組について

取引先の倒産や金融機関の破綻、業界不振等により経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し経営の安定を図るための資金をセーフティネット保証で支援しています。

本保証は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号に該当することを要し、中小企業者住所地の市町長の認定書を取得し、お申込みしていただくこととなります。

本制度をご利用の場合、保証限度額は一般保証とは別枠で2億8,000万円までとなります。保証料率は割安な一律料率（1号～4号、6号）0.8%（5号、7号～8号）0.7%が適用されます。

2019年度の承諾実績は、86件、1,823百万円（同年度全承諾額の2.3%を占める）で推移しました。

セーフティネット5号については、業況の悪化している業種を指定業種対象とし、四半期毎に指定業種が見直しされています。

2020年4月1日から2020年6月30日までの2020年度第1四半期は、587業種が指定業種とされ、2020年5月1日に全業種が指定業種とされました。（1号～8号の認定要件については、別途協会ホームページ又はパンフレットなどをご参照ください。）

相談窓口について

当協会では、大型倒産や金融機関の破綻・自然災害など多くの中小企業者が影響を受けるとされる事由が発生した場合、その都度迅速に『特別相談窓口』を本・支所に開設し、中小企業者からのご相談をお受けしています。2020年6月1日現在で設置している特別相談窓口は次の通りですので、お気軽にご利用ください。

- 東日本大震災に関する特別相談窓口
- 賃金水準上昇対策相談窓口
- 平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓口
- 英国におけるEU残留・離脱を問う国民投票の結果の影響関連相談窓口
- 金融機関紹介に関する相談窓口
- 平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に関する特別相談窓口
- 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

>>

2019年度事業報告

2019年度トピックス

■ 創立70周年

当協会は、おかげさまで5月1日に創立70周年を迎えました。

創立以来、当協会は、中小企業・小規模事業者と金融機関とを結びつける「かけ橋」としての役割を果たしてまいりました。これからも、県内の中小企業・小規模事業者の「公的保証人」となって事業資金調達の円滑化に努めてまいります。

創立70周年記念保証「財務体質強化保証(トラスト3000)」

中小企業者への資金繰り支援の強化策として、「財務体質強化保証(トラスト3000)」を創設しました。

保証実績

承諾件数 2,256件
承諾金額 31,318百万円

取扱期間

2019年8月1日～2020年3月31日



70周年記念誌

70周年を記念し、創立以来70年間の歴史をまとめた「70周年記念誌」を12月に発刊しました。



新シンボルマークの制定

創立70周年ならびに本所事務所移転を機に、シンボルマークのデザインを変更しました。



愛媛県信用保証協会
EHIME GUARANTEE

■ 愛媛銀行と女性職員合同研修会を開催

愛媛銀行との合同研修会は、女性活躍推進法が施行されたことを受け、女性活躍の推進を図ることを目的に、2018年度より継続して開催しております。

2019年度は、5月22日と11月19日の二度開催し、女性経営者をお招きし講演会を実施したり、松山の資源である道後温泉の旅館を訪問したりしました。



旅館の客室を見学している様子

重点課題

1. 保証部門

(1) 金融機関・関係機関等と連携した支援の推進

金融機関・商工団体・地方公共団体等との連携を一層図り、中小企業・小規模事業者の実態やニーズに応じた支援を積極的に行います。特に、金融機関とは日常的な訪問による対話を行い、中小企業・小規模事業者に対する支援方針等を共有するなど連携体制を強化し、事業者の経営改善・生産性の向上に向けた支援を強化します。

また、中小企業・小規模事業者の実情や意向を汲み取り、金融機関への仲介機能を果たすように努めます。

(2) 適切かつ柔軟な保証提供による資金繰り支援

中小企業・小規模事業者の実態把握や経営課題の解決のため、企業訪問や経営者との面談を積極的に行い、保証付き融資とプロパー融資の適切なリスク分担のもと、各種保証制度の特徴を活かした適切かつタイムリーな保証提供により資金繰りの円滑化支援に取り組みます。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響拡大により、中小企業・小規模事業者の資金繰りに重大な支障が生じないように、個別企業の実情を踏まえながら「セーフティネット保証」や「危機関連保証」等を活用して柔軟に対応します。

(3) 小規模事業者に対する支援の強化

経営基盤が脆弱で資金力の乏しい小規模事業者に対しては、資金調達コストの抑制に繋がる地方公共団体の融資制度や小口零細企業保証等の積極的な推進により、資金調達支援及び経営の安定化に取り組みます。

(4) 地方創生への取り組み

各部署に配置した創業アドバイザーを中心に、金融機関・商工団体・地方公共団体・大学等が開催する創業セミナーや相談会に参加し、創業機運の醸成を図るとともに、県の制度融資（新事業創出支援資金）等を活用した金融支援に積極的に取り組みます。また、保証後の定期的なフォローアップを通じて、創業者の個々の経営課題に対してきめ細やかなアドバイスを行うなど伴走型支援にも取り組みます。

また、政府において「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策」が策定されたことなどを受け、一定の要件の下で経営者保証を不要とする事業承継特別保証制度の活用を通じて、喫緊の課題となっている事業承継の促進を図ります。

2. 期中管理・経営支援部門

(1) 弾力的な条件変更対応による資金繰り支援

新型コロナウイルス感染症の影響拡大等により資金繰りに支障が生じている中小企業・小規模事業者の既往債務について、返済猶予等の条件変更対応等個別企業の実情を踏まえながら柔軟に対応します。

(2) 経営改善・再生支援の促進

条件変更先や経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者を中心に「経営支援強化促進事業」等を活用し、専門家による経営相談及び経営改善計画策定支援を行い、経営改善に向けたサポートを実施します。

また、同事業を活用して経営改善計画を策定した先については、定期的にフォローアップを行うことで、計画の進捗状況の把握に努めるとともに、必要に応じて、計画の再策定や事後支援等を実施します。

再生支援については、地域経済への影響も考慮しつつ、中小企業再生支援協議会や金融機関と連携し、求償権放棄、不等価譲渡及び資本的劣後債権への転換等抜本的な支援に取り組みます。

(3) 事業承継の円滑化と廃業（再チャレンジ）支援の推進

事業承継に課題を抱える中小企業・小規模事業者に対し、愛媛県事業承継ネットワーク会議の参加機関と連携して支援するとともに、事業を次世代に引き継げるよう、事業の磨き上げ支援にも専門家とともに対応していきます。

また、やむを得ず事業を廃業・清算する中小企業・小規模事業者に対しては、地域経済活性化支援機構の関与による廃業支援型特定調停・特定支援や経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理を含めた円滑な廃業支援に取り組みます。

3. 回収部門

(1) 回収方針の早期策定と適時適切な見直し

代位弁済時の初動対応を迅速に行い、現況確認を徹底し、早期に回収方針を明確化します。

また、定期的な再調査により、回収方針の見直しを行い、損害金軽減による一括返済、連帯保証債務の免除、求償権消滅保証の活用など、実情に応じた柔軟な手法により回収の最大化を図ります。

(2) 効率性に視点を置いた債権管理

債権管理の選択と集中を図るため、回収不能と判断される求償権については、管理事務停止・求償権整理などの手続きを迅速に行い、限られた人員と時間を回収可能な案件に集中させます。

(3) 担当者の管理回収能力の向上

全国信用保証協会連合会主催の研修プログラムや内部研修により、職員のスキルアップを図ります。内部研修については顧問弁護士による専門的知識の習得、先輩職員との事例研修による実践的な回収スキルの習得を図ります。

4. その他間接部門

(1) 広報活動の充実

中小企業・小規模事業者及び関係機関の利便性向上を目的として、定期的広報物、ホームページ、無料通信アプリLINE@等の内容充実に努め、効果的な情報発信を行います。

また、中小企業・小規模事業者に対する各種保証制度や創業・経営支援策を、テレビや地元新聞等のマスメディアに積極的に情報提供することにより、当協会の露出度を高め、認知度の向上に努めます。

(2) 保証審査業務等の効率化と目利き能力の向上

中小企業・小規模事業者の資金ニーズに迅速に対応し、メリハリのついた保証審査を行うため、審査業務の事務改善と効率化を図るとともに、企業訪問等を重ねることにより、財務面のみならず技術力や成長性等の定性的な評価の把握ができるよう職員の目利き能力の向上に努めます。

(3) システムの安定稼働

当協会は独自システムを構築しており、更なるシステムの充実に努めるべく各方面からの情報収集に努めるとともに、システムの安定運用と有効活用に向けて検証と改善を継続して行います。

(4) コンプライアンス態勢の充実及び強化

コンプライアンスプログラムに基づく研修や啓蒙活動を実施することにより、コンプライアンス意識の醸成を図るとともに、コンプライアンス・チェックシートによる遵守状況の確認、コンプライアンス担当者会議やコンプライアンス委員会での検証等により、コンプライアンス態勢の充実・強化に取り組みます。

業務計画

(単位：百万円、%)

| 区分 | 金額 | 前年度実績比 |
|--------|---------|--------|
| 保証承諾 | 58,000 | 74.2 |
| 保証債務残高 | 158,000 | 94.4 |
| 代位弁済 | 1,470 | 115.1 |
| 実際回収 | 550 | 97.5 |

(単位：百万円)

| 基本財産 | 年度末残高 |
|-------|--------|
| 基金 | 3,571 |
| 基金準備金 | 9,689 |
| 合計 | 13,260 |

収支計画

(単位：百万円)

| 支出の部 | | 収入の部 | |
|---------------|--------------|---------------------|--------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 経常支出 | | 経常収入 | |
| 業務費 | 1,051 | 保証料 | 1,632 |
| 借入金利息 | 0 | 運用資産収入 | 114 |
| 信用保険料 | 912 | その他 | 317 |
| 責任共有負担金納付金 | 0 | | |
| 雑支出 | 1 | | |
| 計 | 1,964 | 計 | 2,063 |
| 経常外支出 | | 経常外収入 | |
| 求償権償却 | 1,474 | 償却求償権回収金 | 83 |
| 責任準備金繰入 | 960 | 責任準備金戻入 | 998 |
| 求償権償却準備金繰入 | 205 | 求償権償却準備金戻入 | 222 |
| その他 | 14 | 求償権補填金戻入 | 1,252 |
| | | その他 | 0 |
| 計 | 2,653 | 計 | 2,555 |
| | | 制度改革促進基金取崩額 | 0 |
| 当期収支差額 | 1 | 収支差額変動準備金取崩額 | 0 |
| 合計 | 4,618 | 合計 | 4,618 |

貸借対照表

(2020年3月31日現在 単位：千円、%)

| 借 方 | | | | 貸 方 | | | |
|----------|-------------|-------------|-------|---------------|-------------|-------------|-------|
| 科 目 | 2018年度 | 2019年度 | 対前年度比 | 科 目 | 2018年度 | 2019年度 | 対前年度比 |
| 現金 | 403 | 391 | 97.0 | 基本財産 | 13,259,638 | 13,259,638 | 100.0 |
| 現金 | 403 | 391 | 97.0 | 基金 | 3,571,536 | 3,571,536 | 100.0 |
| 小切手 | 0 | 0 | - | 基金準備金 | 9,688,102 | 9,688,102 | 100.0 |
| 預け金 | 4,982,027 | 5,409,534 | 108.6 | 制度改革促進基金 | 0 | 0 | - |
| 当座預金 | 0 | 0 | - | 収支差額変動準備金 | 4,235,517 | 3,620,016 | 85.5 |
| 普通預金 | 927,026 | 1,454,533 | 156.9 | 責任準備金 | 884,347 | 1,005,512 | 113.7 |
| 通知預金 | 0 | 0 | - | 求償権償却準備金 | 183,139 | 242,607 | 132.5 |
| 定期預金 | 4,055,000 | 3,955,000 | 97.5 | 退職給与引当金 | 517,166 | 531,409 | 102.8 |
| 郵便貯金 | 1 | 1 | 100.0 | 損失補償金 | 0 | 0 | - |
| 金銭信託 | 0 | 0 | - | 保証債務 | 146,589,179 | 167,451,462 | 114.2 |
| 有価証券 | 15,616,493 | 15,116,067 | 96.8 | 求償権補てん金 | 0 | 0 | - |
| 国債 | 0 | 0 | - | 保険金 | 0 | 0 | - |
| 地方債 | 8,588,208 | 8,388,268 | 97.7 | 損失補償補てん金 | 0 | 0 | - |
| 社債 | 7,027,285 | 6,726,799 | 95.7 | 借入金 | 0 | 0 | - |
| 株式 | 1,000 | 1,000 | 100.0 | 長期借入金 | 0 | 0 | - |
| 受益証券 | 0 | 0 | - | (うち日本政策金融公庫分) | 0 | 0 | - |
| その他有価証券 | 283 | 1,877 | 663.3 | 短期借入金 | 0 | 0 | - |
| 新株予約権 | 0 | 0 | - | (うち日本政策金融公庫分) | 0 | 0 | - |
| ファンド出資 | 283 | 1,877 | 663.3 | 収支差額変動準備金造成資金 | 0 | 0 | - |
| 動産・不動産 | 267,014 | 1,324,679 | 496.1 | 雑勘定 | 3,760,909 | 4,329,645 | 115.1 |
| 事業用不動産 | 260,167 | 1,297,918 | 498.9 | 仮受金 | 10,484 | 6,178 | 58.9 |
| 事業用動産 | 6,846 | 26,761 | 390.9 | 保険納付金 | 77,701 | 67,560 | 86.9 |
| 所有動産・不動産 | 0 | 0 | - | 損失補償納付金 | 5,493 | 3,384 | 61.6 |
| 損失補償金見返 | 0 | 0 | - | 未経過保証料 | 3,663,464 | 4,249,499 | 116.0 |
| 保証債務見返 | 146,589,179 | 167,451,462 | 114.2 | 未払保険料 | 1,335 | 1,069 | 80.1 |
| 求償権 | 470,368 | 525,715 | 111.8 | 未払費用 | 2,432 | 1,956 | 80.4 |
| 譲受債権 | 0 | 0 | - | | | | |
| 雑勘定 | 1,504,128 | 610,565 | 40.6 | | | | |
| 仮払金 | 930,801 | 3,321 | 0.4 | | | | |
| 保証金 | 0 | 0 | - | | | | |
| 厚生基金 | 54,902 | 64,936 | 118.3 | | | | |
| 連合会出資金 | 0 | 0 | - | | | | |
| 連合会勘定 | 314 | 332 | 105.7 | | | | |
| 未収利息 | 24,791 | 23,693 | 95.6 | | | | |
| 未経過保険料 | 493,320 | 518,283 | 105.1 | | | | |
| 合 計 | 169,429,894 | 190,440,289 | 112.4 | 合 計 | 169,429,894 | 190,440,289 | 112.4 |

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

2019年度貸借対照表(図解)

借方



貸方



※()内は前期の数字
 ※保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は同額のため、このグラフからは除いてあります。
 ※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。



収支計算書

(2020年3月31日現在 単位：千円、%)

| 支 出 | | | | 収 入 | | | |
|--------------|-----------|-----------|----------|--------------|-----------|-----------|-------|
| 科 目 | 2018年度 | 2019年度 | 対前年度比 | 科 目 | 2018年度 | 2019年度 | 対前年度比 |
| 経常支出 | 1,817,952 | 2,044,765 | 112.5 | 経常収入 | 1,658,526 | 1,852,848 | 111.7 |
| 業務費 | 961,818 | 1,063,992 | 110.6 | 保証料 | 1,373,999 | 1,467,841 | 106.8 |
| 役職員給与 | 487,245 | 476,636 | 97.8 | 預け金利息 | 644 | 636 | 98.8 |
| 退職給与引当金繰入 | 42,984 | 48,997 | 114.0 | 有価証券利息・配当金 | 140,571 | 125,703 | 89.4 |
| その他人件費 | 122,847 | 121,303 | 98.7 | 調査料 | 0 | 0 | - |
| 旅費 | 6,954 | 6,643 | 95.5 | 延滞保証料 | 13,857 | 12,059 | 87.0 |
| 事務費 | 138,716 | 249,025 | 179.5 | 損害金 | 26,806 | 19,824 | 74.0 |
| 賃借料 | 55,081 | 51,368 | 93.3 | 事務補助金 | 44,198 | 82,433 | 186.5 |
| 動産・不動産償却 | 8,587 | 21,161 | 246.4 | 責任共有負担金 | 47,571 | 132,308 | 278.1 |
| 信用調査費 | 22,736 | 20,154 | 88.6 | 雑収入 | 10,881 | 12,045 | 110.7 |
| 債権管理費 | 34,977 | 8,588 | 24.6 | | | | |
| 指導普及費 | 25,819 | 37,661 | 145.9 | | | | |
| 負担金 | 15,872 | 22,457 | 141.5 | | | | |
| 借入金利息 | 0 | 0 | - | | | | |
| 信用保険料 | 856,134 | 980,410 | 114.5 | | | | |
| 責任共有負担金納付金 | 0 | 0 | - | | | | |
| 雑支出 | 0 | 363 | - | | | | |
| 経常収支差額 | △159,426 | △191,917 | 120.4 | | | | |
| 経常外支出 | 2,600,458 | 2,567,066 | 98.7 | 経常外収入 | 2,608,197 | 2,143,482 | 82.2 |
| 求償権償却 | 1,513,059 | 1,173,345 | 77.5 | 償却求償権回収金 | 142,836 | 85,693 | 60.0 |
| 譲受債権償却 | 0 | 0 | - | 責任準備金戻入 | 915,794 | 884,347 | 96.6 |
| 有価証券償却 | 0 | 0 | - | 求償権償却準備金戻入 | 117,638 | 183,139 | 155.7 |
| 雑勘定償却 | 13,958 | 2,057 | 14.7 | 求償権補てん金戻入 | 1,431,929 | 990,303 | 69.2 |
| 退職金 | 5,750 | 3,324 | 57.8 | 保険金 | 1,384,854 | 923,182 | 66.7 |
| 責任準備金繰入 | 884,347 | 1,005,512 | 113.7 | 損失補償補てん金 | 47,075 | 67,122 | 142.6 |
| 求償権償却準備金繰入 | 183,139 | 242,607 | 132.5 | 補助金 | 0 | 0 | - |
| その他支出 | 205 | 140,221 | 68,400.5 | その他収入 | 0 | 0 | - |
| 経常外収支差額 | 7,739 | △423,585 | △5,473.4 | | | | |
| | | | | 制度改革促進基金取崩額 | 0 | 0 | - |
| | | | | 収支差額変動準備金取崩額 | 151,687 | 615,502 | 405.8 |
| 当期収支差額 | 0 | 0 | - | | | | |
| 収支差額変動準備金繰入額 | 0 | 0 | - | | | | |
| 基本財産繰入額 | 0 | 0 | - | | | | |

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

2019年度収支計算書(図解)

支出

信用保険料

公庫への信用保険料は1年前払いですが、決算上では当該決算期間に対応する額を計上します。つまり(当期支払保険料+前期末未経過保険料+当期末未払保険料-前期末未払保険料-当期末未経過保険料)が計上されます。

責任共有負担金納付金

金融機関から納めていただいた責任共有負担金のうち、負担金方式に係る当該年度の平均保険てん補率(約8割)分の金額から同方式の支払保険料の20%相当額(保険料据置額)を控除した額を公庫に納付します。

これにより、負担金方式の場合でも、責任共有制度導入時に設計されたリスク負担割合(公庫64%、保証協会16%、金融機関20%)と実質的に同等となります。

求償権償却

年度末求償権のうち当年度中に受領した保険金・損失補償補てん金を原資として償却するもの(9.9億円)及び代位弁済後5年を経過したものと当協会の償却基準により特に回収困難と認められるもの(1.8億円)を合算した12億円を計上しています。

求償権償却準備金

求償権は、100%回収可能なものではないので、資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てます。洗替え方式を採用しているため、前期末に計上した求償権償却準備金の戻入(収入)が行われると同時に、求償権償却準備金の繰入(支出)が行われます。



収入

保証料

決算書上の保証料は、受入保証料のうち当該決算期間に対応する額、つまり(前期末未経過保証料+当期受入保証料-当期末未経過保証料)が計上されます。

責任共有負担金

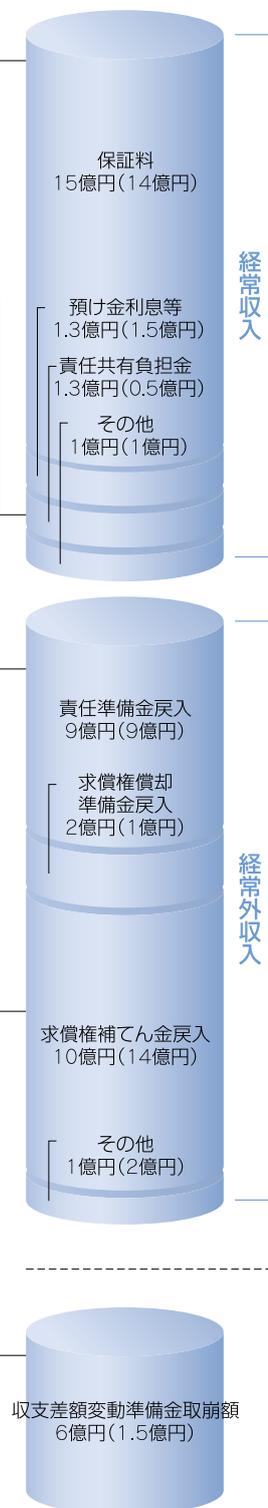
責任共有制度に基づき、負担金方式を選択した金融機関は、負担金方式に係る保証利用実績及び代弁等実績率に応じて算出された一定割合の負担金を協会へ納めていただきます。

責任準備金

景気変動等により代位弁済が著しく増加した場合に備え支払い資金として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。洗替え方式を採用しており、前期末に計上した責任準備金の戻入(収入)が行われると同時に当期責任準備金の繰入(支出)が行われます。

求償権補てん金

代位弁済により公庫から受領した保険金と連合会(国)、愛媛県等から受領した損失補償補てん金からなっています。求償権補てん金を期末に戻入処理をすることにより求償権の償却を行います。



※()内は前期の数字
※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

財産目録

(2020年3月31日現在 単位：千円、%)

| 資 産 | | | | 負 債 | | | |
|---------|-------------|-------------|-------|----------|-------------|-------------|-------|
| 科 目 | 2018年度 | 2019年度 | 対前年度比 | 科 目 | 2018年度 | 2019年度 | 対前年度比 |
| 現金 | 403 | 391 | 97.0 | 責任準備金 | 884,347 | 1,005,512 | 113.7 |
| 預け金 | 4,982,027 | 5,409,534 | 108.6 | 求償権償却準備金 | 183,139 | 242,607 | 132.5 |
| 金銭信託 | 0 | 0 | - | 退職給与引当金 | 517,166 | 531,409 | 102.8 |
| 有価証券 | 15,616,493 | 15,116,067 | 96.8 | 損失補償金 | 0 | 0 | - |
| その他有価証券 | 283 | 1,877 | 663.3 | 保証債務 | 146,589,179 | 167,451,462 | 114.2 |
| 動産・不動産 | 267,014 | 1,324,679 | 496.1 | 求償権補てん金 | 0 | 0 | - |
| 損失補償金見返 | 0 | 0 | - | 借入金 | 0 | 0 | - |
| 保証債務見返 | 146,589,179 | 167,451,462 | 114.2 | 雑勘定 | 3,760,909 | 4,329,645 | 115.1 |
| 求償権 | 470,368 | 525,715 | 111.8 | | | | |
| 譲受債権 | 0 | 0 | - | | | | |
| 雑勘定 | 1,504,128 | 610,565 | 40.6 | | | | |
| 合 計 | 169,429,894 | 190,440,289 | 112.4 | 合 計 | 151,934,738 | 173,560,636 | 114.2 |
| | | | | 正味財産 | 17,495,155 | 16,879,654 | 96.5 |

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

基本財産

基本財産とは

基本財産は、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保としての性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の50倍と定められています。したがって、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

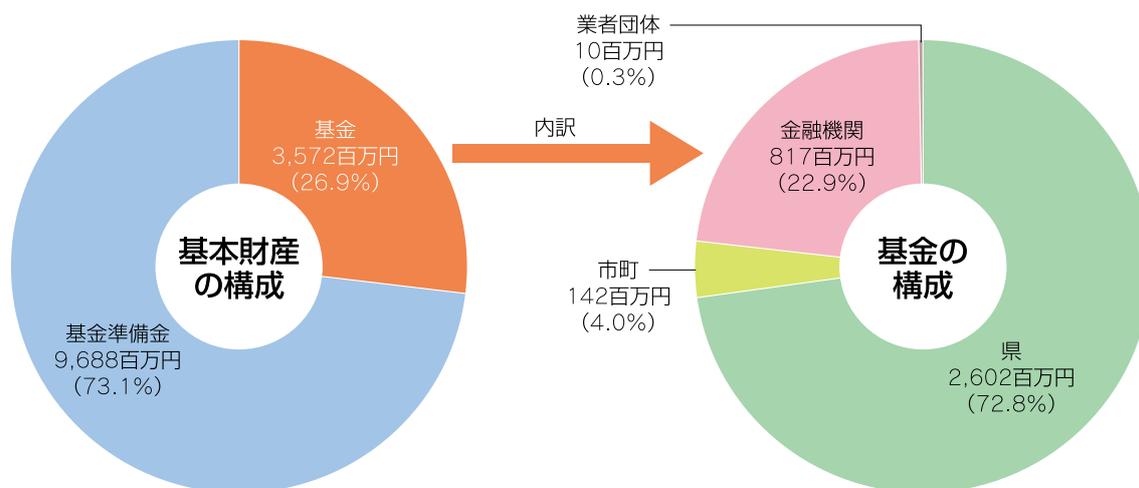
なお2019年度は、保証債務残高1,675億円に対して、基本財産は133億円で、実際倍率は12.6倍となりました。

基本財産の構成

基本財産は、基金、基金準備金で構成されています。

- ①基金：県、市町から拠出いただいた出捐（しゅつえん）金と金融機関等負担金で構成されています。
- ②基金準備金：毎事業年度、決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れをした金額の累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

基本財産の内訳 (2020年3月31日現在)



(2020年3月31日現在)

| | |
|--------------|-----------|
| 基本財産 | 13,260百万円 |
| ①基金 | 3,572百万円 |
| 地方公共団体出捐金 | 2,744百万円 |
| 金融機関等負担金・出捐金 | 828百万円 |
| ②基金準備金 | 9,688百万円 |

各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

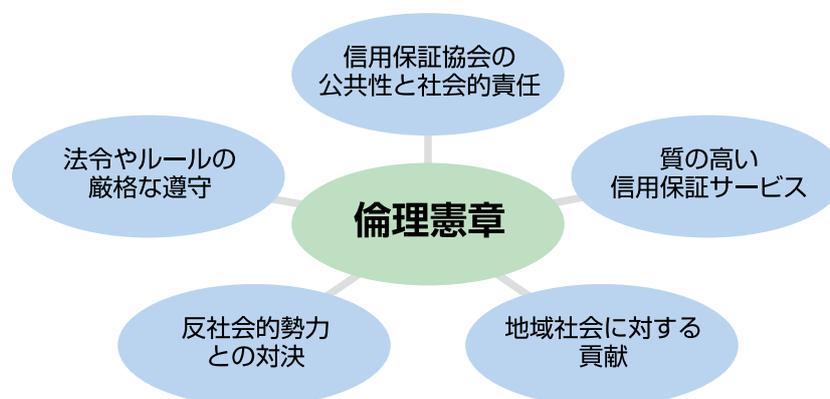
コンプライアンス態勢

当協会が「信用保証」を通じて中小企業金融の円滑化を図り、我が国中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献するという社会的使命を果たすためには、高い自己規律と社会からゆるぎない信頼の確立を図ることが不可欠です。

そのため、当協会では、以下の通り『愛媛県信用保証協会倫理憲章』を基本原則として定め、『具体的行動規範』に基づき、健全で透明性の高い業務運営に努めてまいります。

■ 愛媛県信用保証協会倫理憲章

- ① 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。
- ② 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。
- ③ あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。
- ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。
- ⑤ 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。



■ 具体的行動規範

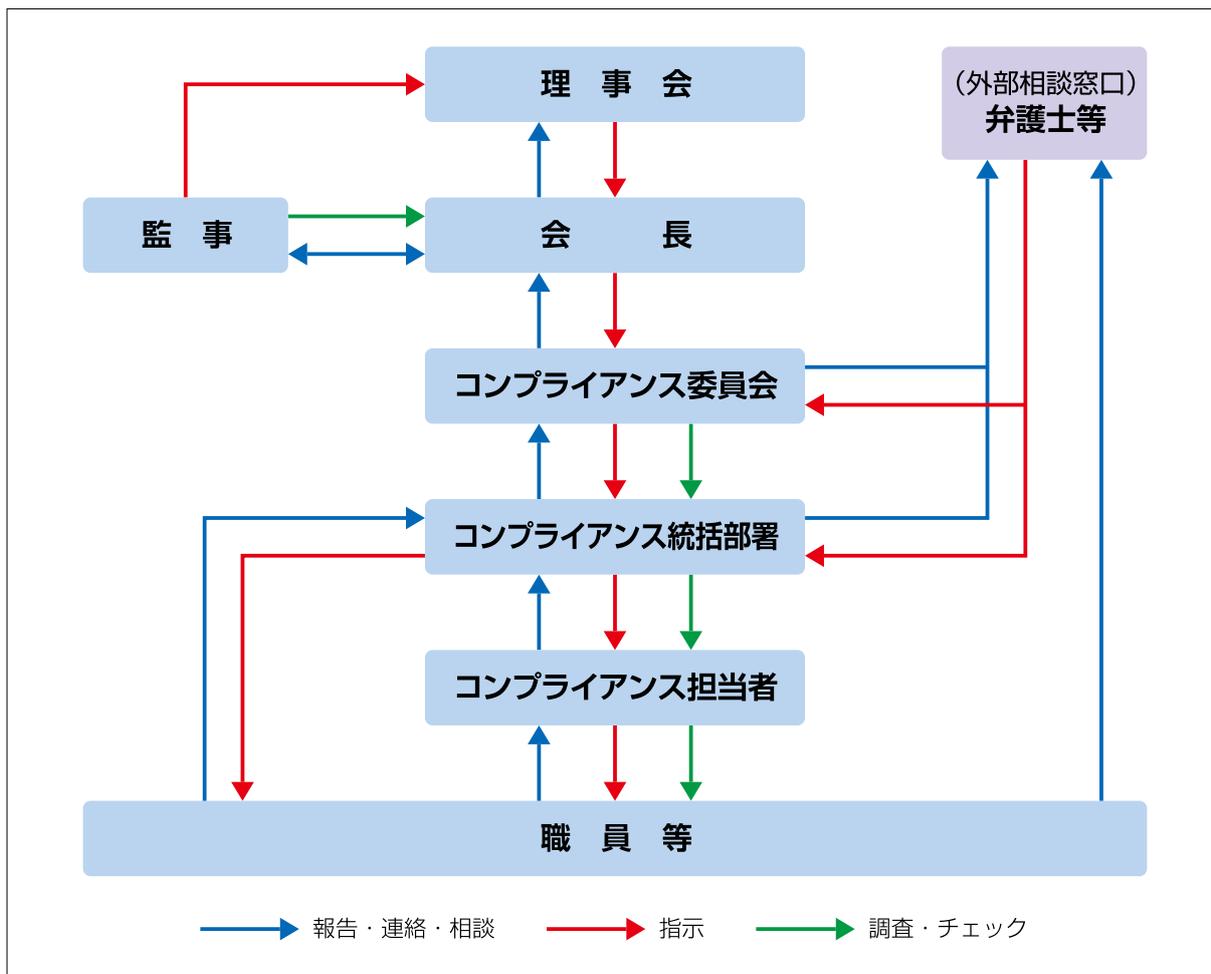
- | | |
|--------------------|----------------------|
| ① 法令・ルール等の遵守 | ⑥ 反社会的勢力(不当要求行為)との対決 |
| ② 誠実な職務の遂行 | ⑦ 外部からの苦情・トラブルへの対応 |
| ③ 守秘義務の履行 | ⑧ 職場秩序の維持 |
| ④ 職務上の地位と関係者との付き合い | ⑨ 違反行為の報告 |
| ⑤ コンプライアンス関連事項への対応 | ⑩ 懲罰 |

■ コンプライアンスの取組

当協会では、全役職員がコンプライアンス及び関連マニュアル集を保有し、職員一人一人が法令等の遵守を常に心がける組織風土を醸成するとともに、法令等を遵守して業務を推進するため各種研修・啓蒙活動を行っています。

また、コンプライアンスを推進し、コンプライアンス態勢の確立、維持を図るため「コンプライアンス委員会」を設置し、毎年、具体的な行動計画を策定し、達成状況を的確に評価するため、「コンプライアンスプログラム」を策定し、実践に結びつけています。

■ コンプライアンス組織体制図



■ 反社会的勢力の排除、金融斡旋業者等第三者介入の排除

当協会では、「反社会的勢力については断固として保証を行わない」に努めています。

その姿勢を明確にするため、愛媛県信用保証協会倫理憲章で宣誓しているほか、2009年7月からは信用保証委託契約書に反社会的勢力排除条項を追加するなど、更なる取組みの強化を図っています。

また、信用保証業務の公正、公平性を保つため、金融斡旋業者等第三者が介入する保証申込みも断りしています。

>>

コンプライアンスと個人情報情報の取扱い

個人情報保護への取組

当協会では、個人情報の適切な取扱い、情報管理、漏洩事故防止などの社会的責務を果たすため、以下のとおり「個人情報保護宣言」を制定し、また、当協会が取得する個人情報について適切な保護と利用を図るため、関係法令等を遵守するとともに、信用保証業務の適切な運営の遂行のため個人情報保護に係る取扱い等について当協会ホームページまたはパンフレットにて公表しています。

■ 個人情報保護宣言

愛媛県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するための契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は下記の当協会窓口に着置してある「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項をご記入の上、ご本人確認書類を添付して当協会窓口にご持参（または郵送）ください。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の当協会窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の当協会窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データを利用停止いたします。
- お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の当協会窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (6)(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の請求等に応じる手続」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせは、次のとおり、松山事業部及び各支所にてお受けいたします。

| 受付窓口 | 住 所 | 電話番号 |
|-------|-----------------------------|--------------|
| 松山事業部 | 松山市千舟町3丁目3番地8（千舟町スクエアガーデン内） | 089-931-2118 |
| 新居浜支所 | 新居浜市一宮町2丁目4-8（商工会館内） | 0897-33-8282 |
| 今治支所 | 今治市旭町2丁目3-20（商工会議所ビル内） | 0898-23-0170 |
| 八幡浜支所 | 八幡浜市1590-22（商工会館内） | 0894-22-2003 |
| 宇和島支所 | 宇和島市中央町1丁目9-10（愛媛新聞ビル内） | 0895-22-6556 |



役員構成

(2020年4月1日現在)

| | | |
|---------|---------|----------------|
| 会 長 | 上 甲 俊 史 | 常勤 |
| 専 務 理 事 | 石 川 孝 夫 | 常勤 |
| 常 務 理 事 | 井 手 正 一 | 常勤 |
| 理 事 | 長 井 明 美 | 税理士 |
| 理 事 | 石 川 勝 行 | 愛媛県市長会会長 |
| 理 事 | 稲 本 隆 壽 | 愛媛県町村会会長 |
| 理 事 | 木 綱 俊 三 | 八幡浜商工会議所会頭 |
| 理 事 | 星 加 隆 夫 | 西条商工会議所会頭 |
| 理 事 | 城 戸 善 浩 | 伊予商工会議所会頭 |
| 理 事 | 村 上 友 則 | 愛媛県商工会連合会会長 |
| 理 事 | 服 部 正 | 愛媛県中小企業団体中央会会長 |
| 理 事 | 三 好 賢 治 | 伊予銀行頭取 |
| 理 事 | 西 川 義 教 | 愛媛銀行頭取 |
| 理 事 | 弓 山 慎 也 | 愛媛信用金庫理事長 |
| 理 事 | 池 田 篤 志 | 商工組合中央金庫松山支店長 |
| 理 事 | 上 田 哲 生 | 常勤 |
| 理 事 | 城 戸 猪喜夫 | 大洲商工会議所会頭 |
| 理 事 | 山 邊 彰 三 | 公認会計士 |

組織図



>> 役員構成・組織図・ネットワーク

ネットワーク

■ 県内ネットワーク

当協会は本所と4つの支所を設置し、各地域の特性に応じた保証業務を展開しています。

本所

〒790-8651
松山市千舟町3丁目3番地8 千舟町スクエアガーデン7～9階
<総務部>
総務課 TEL089-931-2111(代) FAX089-931-2107
電算課 TEL089-931-2115 FAX089-931-2170
<業務統括部>
企業支援課 TEL089-931-2114 FAX089-931-1026
管理推進課 TEL089-931-2117 FAX089-931-1026
監査室 TEL089-931-2180 FAX089-931-1026

<松山事業部>

保証一課・保証二課・管理課
TEL089-931-2118
FAX089-931-2174

業務区域 松山市・東温市・伊予市・久万高原町・砥部町・松前町



今治支所

〒794-0042
今治市旭町2丁目3番地20
今治商工会議所ビル5階
TEL0898-23-0170
FAX0898-23-0758

業務区域 今治市・上島町



新居浜支所

〒792-0025
新居浜市一宮町2丁目4番8号
新居浜商工会館2階
保証課
TEL0897-33-8282
FAX0897-33-8284
管理課
TEL0897-33-8292
FAX0897-33-8293

業務区域 新居浜市・西条市・四国中央市



八幡浜支所

〒796-8691
八幡浜市1590番地22
八幡浜商工会館4階
TEL0894-22-2003
FAX0894-22-3137

業務区域 八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町



宇和島支所

〒798-0040
宇和島市中央町1丁目9番10号
愛媛新聞ビル5階
TEL0895-22-6556
FAX0895-22-6583

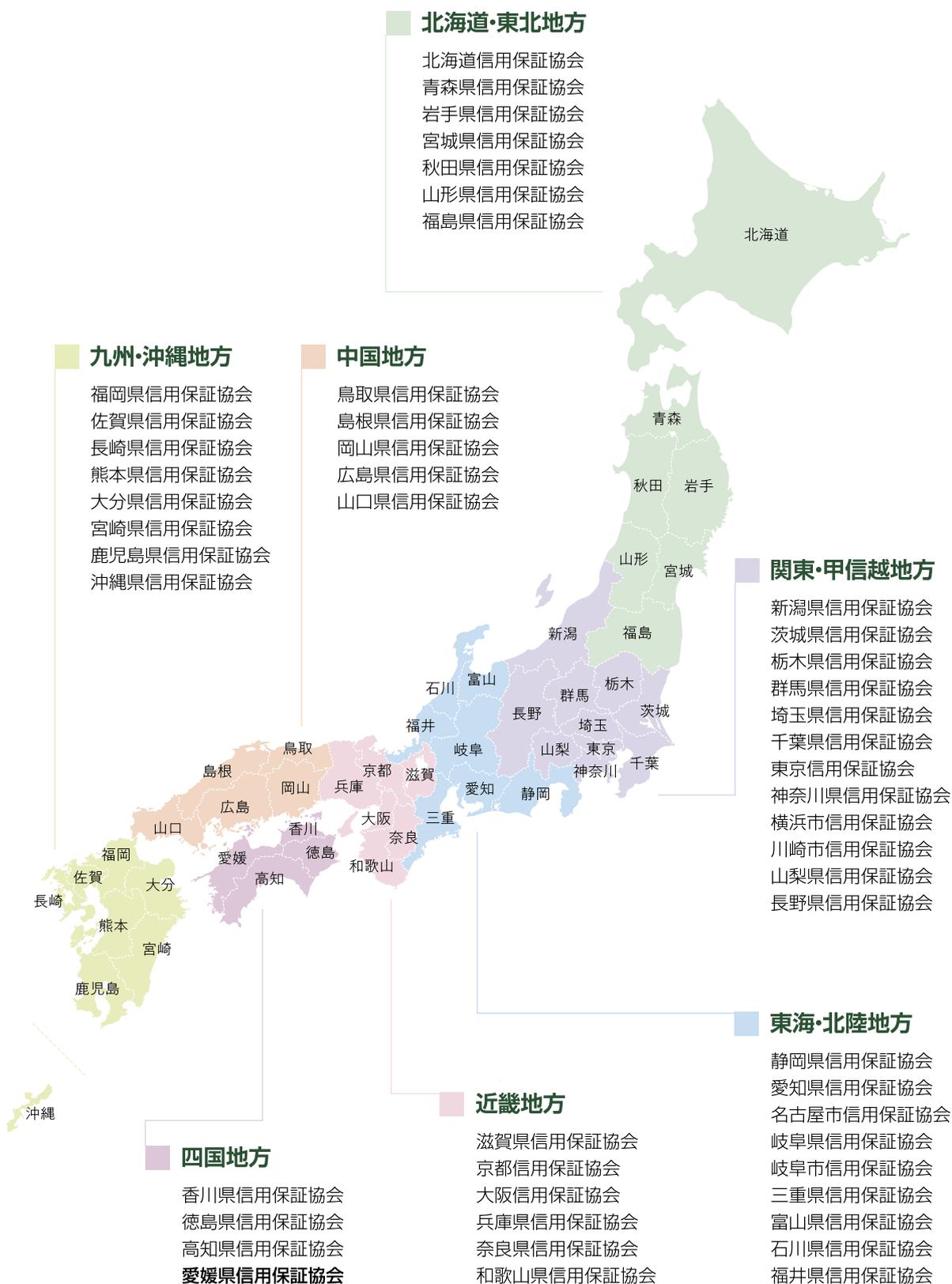
業務区域 宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町



■ 全国ネットワーク

信用保証協会は各都道府県および4市に計51の協会が設置されています。

全国の信用保証協会の保証債務残高は約21兆円（2019年度末）、信用保証協会を利用している中小企業は約118万企業におよんでいます。





愛媛県信用保証協会
EHIME GUARANTEE